

PART 764
ENFORCEMENT AND PROTECTIVE MEASURES
執行措置及び保護措置

Sec.		Page
764. 1	序文	1
764. 2	違反	1
764. 3	制裁	2
764. 4	違反の報告	5
764. 5	自発的な自己開示	6
764. 6	保護行政措置	10
764. 7	リビアに不法に輸出又は再輸出された可能性がある品目に関わる行為	11
764. 8	ボイコット違反に対する自発的自開示	12
付則 1	輸出する権利の剥奪命令の標準的な条件	
付則 2	DENIED PERSONS LIST (輸出権利剥奪者リスト) [EAR違反者のリスト]	
付則 3	SPECIALLY DESIGNATED NATIONALS AND BLOCKED PERSONS (SDN) 特別指定国家及び封鎖者 [国連制裁、米国禁輸対象の機関・企業リスト]	

Part 764 (第764章) – 執行措置及び保護措置

§ 764.1 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、輸出管理法 (EAA) 及び／又は輸出管理規則 (EAR) の違反となる行為、及びこの違反に課せられる可能性がある制裁について明記している。反ボイコット違反は EAR § 760 で定めており、EAR § 764 で明記される違反及び制裁は、別途記述のない限り、§ 760 に関係する行為にも適用される。本章は、産業安全保障局 (BIS) により課せられる可能性がある行政制裁について定める。本章は、米国法廷によって課せられる可能性がある刑事制裁、及び行政又は刑事のどちらでもない他の制裁についても定めている。違反の報告及び開示方法についての情報を提示している。最後に、本章は、BIS がその取締権限の行使において、とることができる保護行政措置を特定している。

§ 764.2 違反

(a) 禁じられた行為に従事すること

何人も、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可によって禁止された行為若しくはそれらに反する行為に従事してはならない、或いはそれらによって義務づけられている行為に従事することをやめてはならない。

(b) 違反を引き起こすこと、手助けをすること、又は教唆すること

何人も、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可によって禁止された行為を行うこと若しくはそれらによって義務付けられている行為を怠ることを、引き起こしたり、手助けをしたり、教唆したり、助言したり、命じたり、誘導したり、周旋したり、許可したりしてはならない。

(c) 教唆及び企て

何人も、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反を教唆したり、企ててはならない。

(d) 謀議

何人も、いかなる方法又は目的においても、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対して違反となる行為を、引き起こしたり、行なうことを一人以上の者と協力して共謀したり、実行してはならない。

(e) 違反と知りながら行動すること

何人も、米国から輸出される品目若しくは米国から輸出される予定の品目又は別途 EAR の規制を受ける品目に関連して、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反が発生したこと、今にも発生しようとしていること、或いは発生する意図があることを知りながら、これらの品目の一部又は全部について、発注、購入、移動、隠匿、貯蔵、使用、販売、貸与、処分、譲渡、輸送、融資、発送、又はその他の役務を行なってはならない。

(f) 違法輸出を意図した所有

次のいずれかに該当する場合、何人も、EAA の第 5 節又は第 6 節のもとに国家安全保障又は外交政策理由で規制された品目を所有してはならない：

- (1) EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に違反して、当該品目を輸出又は再輸出する意図を有する場合；或いは
- (2) 当該品目がそのように輸出又は再輸出されることを知っているか、若しくは確信する根拠がある場合。

(g) 虚偽の説明及び事実の隠蔽

- (1) 何人も、下記の場合において、BIS、米国税関若しくはその他の米国機関の担当官に直接的に、又は他の者を通して間接的に、虚偽若しくは誤解をまねく説明、申告又は証明をしたり、重要な事実を偽ったり、隠蔽してはならない：
 - (i) EAR の対象となる調査又はその他の活動の過程において；或いは
 - (ii) EAR § 772.1 で規定される輸出管理書類又は EAR § 760.5 のもとに提出される報告書又は提出されることが義務付けられている報告書の作成、提出、発行、使用又は維持に関連して；或いは
 - (iii) EAR の対象となる輸出、再輸出若しくはその他の行為を実行する目的で又はこれに関連して。
- (2) いかなる者により行われる場合であっても、すべての説明、申告及び証明は引き続き効力を有しているものとみなされる。説明、申告又は証明を行ったすべての者は、合理的に慎重な者であれば、重大な事実又は意図の変化が起こったか、将来起こり得ることがわかるような情報を受け取り次第、直ちに BIS 及び他の関連機関に対し、以前に説明、申告又は証明を行った重要な事実又は意図のいかなる変更点についても、書面で届け出なければならない。

(h) 回避

何人も、EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の条項を回避することを意図して、取引に従事したり、その他の行為をとってはならない。

(i) 報告、記録保管要求事項の不履行

何人も、EAR 又は EAR のもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の報告又は記録保管要求事項に従うことを怠ったり、拒否してはならない。

(j) 輸出許可証の内容変更

EAR において又は BIS による書面において明確に認可されている場合を除いて、何人も、EAR のもとに発行された輸出許可証、認可証、輸出管理文書又は命令書を変更してはならない。

(k) 剥奪命令の条件に反する行為

何人も、剥奪命令により禁止されている行為をとってはならない。本章の § 764.3(a)(2) を参照してください。

§ 764.3 制裁

(a) 行政制裁

EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反は、本節で定める行政制裁及び法律のもとに適用されるその他の義務、制裁又は処罰の対象となる。本章の § 764.6 で定める保護行政措置は、行政制裁とは別個のものである。

(1) 民事罰金

- (i) 各違反に対して、EAA で定める額以下の民事罰金が課せられる場合があり、また、EAR のいずれかの条項が IEEPA（国際緊急経済権限法）又はその他の典拠により引き続き規定される場合、各違反に対する民事罰金の最高額は、当該各典拠により規定される額になるものとする。
- (ii) 当該制裁が課せられた後、1 年を超えない期間は、当該制裁を課せられた者に対して与えられた若しくは与えられるべき輸出許可、許可例外、認可、又は輸出する権利を授与したり、回復したり、効力を継続するためには、民事罰の支払いが条件とされる場合がある。
- (iii) 民事罰の支払いは、課せられる可能性がある執行猶予期間において、その全部又は一部を延期又は停止することができる。このような延期又は停止は、この延期、停止又は執行猶予の条件が満たされない場合、当該罰金の徴収を妨げないものとする。

(2) 輸出する権利の剥奪

指名された者が EAR 対象品目を含む輸出及び再輸出取引に従事できることを制限する命令、或いは指名された者による EAR 対象品目へのアクセスを制限する命令を出すことができる。輸出する権利を剥奪する命令は、本章で特定される違反に対する制裁として、又は本章の § 764.6(c) 若しくは (d) で定める保護行政措置として課される場合がある。輸出する権利を剥奪する命令は、剥奪命令で指名された者に対し EAR のもとに発行された或いは当該者が利害関係を有する発行済の輸出許可証のいずれか又はすべてを停止又は無効にし、EAR 対象品目の当該者による又は当該者への輸出又は再輸出を剥奪又は制限し、さらに当該者が当該品目の輸出又は再輸出から利益を得ることができる取引を制限することができる。剥奪命令の標準条件は、本章の付則 1 で示される。標準ではない剥奪命令（範囲が標準より狭い）を発行する場合がある。さもなければ剥奪命令により禁止される行為であっても、剥奪命令で指名された者による書面での要求又は指名された者との取引の許可を求める者による書面での要求があれば、輸出執行部と協議の後に、輸出者支援部により、当該行為に従事するための認可が与えられる場合がある。その要求は、以下に提出しなさい：

産業安全保障局、輸出者支援部、Room 2099B ~~Room H-2705~~、米国商務省、
14th Street and Pennsylvania Ave., NW., Washington, DC 20230.

(3) 業務からの排除

BIS への輸出許可申請又はその他の事項に関して、弁護士、会計士、コンサルタント、貨物輸送業者として、或いはその他の代理人として活動する者は、BIS へのこれらの行為のいずれか又はすべてを、命令により排除される場合がある。

(b) 刑事罰 [1]

(1) 総論

本節の (b) (2) 項に規定された場合を除き、EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可に故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、関係する輸出品若しくは再輸出品の総額の 5 倍若しくは 50,000 ドルのいずれか大きい額以下の罰金、或いは 5 年以下の懲役、或いはその両方が科されるものとする。

[1] もし EAR のいずれかの章が EAA の典拠のもとにない場合、制裁はこれらの他の権限若しくは 18 U. S. C. 3571（違反が行なわれた制定法により規定される額の大きいほうの重罪に対して最高の刑事罰金を制定する刑法規定）で規定される額、又は額が 1 つの組織当たり 500,000 ドル以下に限定されるものとする。合衆国法典 Title 18 Appendix 4 の § 2M5.1 の連邦判決指針が、法廷により適用される範囲において、EAA の違反に対する有罪判決の宣告に適用される。

(2) 故意の違反

- (i) 関係する輸出品が、規制国又は外交政策目的のため輸出若しくは再輸出が規制されている国のために使用されること、或いは関係する品目の仕向地又は予定仕向地がこれらの国であることを知りながら、EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可の条項に、故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、個人の場合を除き、関係する輸出品又は再輸出品の総額の5倍又は100万ドルのいずれか大きい額以下の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25万ドル以下の罰金又は10年以下の懲役又はその両方が課せられるものとする。
- (ii) EAA又はEARのもとに規制国向けに品目を輸出又は再輸出する輸出許可証を発行されている者であって、その輸出品又は再輸出品が輸出許可証の発行条件に反して当該規制国によって軍事目的又は情報収集目的のために使用されることを知りながら、国防長官にこのように使用されることを報告するのを故意に怠った者は、個人の場合を除き、関係する輸出品若しくは再輸出品の総額の5倍又は100万ドルのいずれか大きい額の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25万ドル以下の罰金又は5年以下の禁固又はその両方が課せられるものとする。
- (iii) EAA § 5 又は § 6、EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可のもとに課せられる輸出規制に違反して何らかの品目を輸出若しくは再輸出する意図をもって、又は当該品目がそのように輸出若しくは再輸出されることを知っているか、確信する根拠を有しながら当該品目を所有する者は、EAA § 5（或いは上記の規制に関連する EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可）のもとに課せられる輸出規制に違反した場合、本節の (b) (2) (i) 項で示される処罰を受けるものとし、また、EAA § 6（或いは上記の規制に関連する EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可）のもとに課せられる輸出規制に違反した場合、本節の (b) (1) 項で示される処罰を受けるものとする。
- (iv) EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の条項を回避することを意図した行為をとる者は、本節の (b) (1) 項で示される処罰を受けるものとする、ただし、EAA § 5 又は § 6（或いは上記の規制に関連する EAR、又はこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可）のもとに課せられる輸出規制を回避する場合、当該者は本節の (b) (2) (i) 項で示される処罰を受けるものとする。

(3) その他の刑事制裁

EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反となる行為、或いは上記の違反と関連して発生する行為については、18 U.S.C. 371（謀議）、18 U.S.C. 1001（虚偽の陳述）、18 U.S.C. 1341、1343 及び 1346（郵便及び電話による詐欺行為）、並びに 18 U.S.C. 1956 及び 1957（資金洗浄）を含むその他の法律の条項のもとに起訴される場合がある。

(c) その他の制裁

EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に違反する行為、並びに EAA で特定されるその他の行為については、EAA 又は EAR のもとに刑事制裁及び行政制裁に加えて、制裁又はその他の措置を受ける場合がある。これらには、限定されるものではないが、次のものを含む：

(1) 法定制裁

法令によって命じられる制裁が、兵器の拡散に関連する特定の行為のために課せられる場合がある。このような法廷制裁は、民事罰又は刑事罰ではないが、輸入及び調達を制限し（EAA § 11A—多国間の輸出規制違反、及び EAA § 11C—生物化学兵器拡散を参照してください）、或いは輸出許可を制限する

(EAA § 11B—ミサイル拡散違反、及び 1992 年制定のイラン—イラク武器不拡散法を参照してください)。

(2) その他の制裁及び措置

(i) 押収及び没収

EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に違反して、米国から輸出、積出若しくは持出しが行われたか、行われているか、行われることが企てられている品目は、押収の対象となり、上記の品目を運送する船舶、車輛及び航空機は、その状態で留置される。押収された品目は、没収の対象となる。(50 U.S.C. app. 2411 (g); 22 U.S.C. 401.)

(ii) 相互資格停止処分

(A) 国務省は、EAA の違反を含む指定された刑事上の違反で起訴若しくは有罪判決を受けた者、又は BIS 又は他の機関により輸出する権利を剥奪された者に対して、武器輸出規制法のもとに規制される防衛物品又は防衛役務の輸出又は再輸出の許可又は承認を拒絶することができる。

(22 CFR 126.7(a) 及び 127.11(a))

(B) 数ある機関の中で特に、国防総省は、輸出規制違反を根拠に、ある者が米国政府と契約する権利を停止することができる。(連邦調達規則 9.407-2。)

§ 764.4 違反の報告

(a) どこに報告するのか

法人又は個人が EAR の輸出規制違反が起こったか、起こる可能性があることを知った場合、その者は以下に届け出ることができる：

米国商務省産業安全保障局輸出執行部

14th Street and Constitution Avenue, N.W. Room H-4520 Washington, D.C. 20230

Tel: (202) 482-1208 Fax: (202) 482-0964 又は

EAR § 760 の違反については：

米国商務省産業安全保障局反ボイコット順守部

14th Street and Constitution Avenue, N.W. Room H-6099C Washington, D.C. 20230

Tel: (202) 482-2381 Fax: (202) 482-0913

(b) 違反報告の不履行

発生の可能性がある違反の報告の不履行は、結果として、輸出許可証の不当と認められていない発行や、米国の国益を損なう者に必要な輸出許可を得ないで輸出する可能性がある。

(c) 区別される報告要求事項

本節の (a) 項の報告条項は、本章の § 764.2(i) の意味の枠内での“報告要求事項”ではない。

(d) 以前に輸出が禁止されていた仕向地

リビアに対する包括的禁輸の解除以前に、リビアに不法に輸出又は再輸出された可能性がある EAR 対象品目に関わる場所の § 764.2(e) の適用範囲にある行為に関する報告要求事項は、EAR § 764.7 で見出せる。

§ 764.5 自発的な自己開示

(a) 一般方針

BIS は、あなたが EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に違反した可能性があるかと確信する場合、OEE (Office of Export Enforcement : 輸出執行部) に開示することを強く奨励する。自発的な自己開示は、もしあれば、OEE によってどのような行政制裁を求めるかを決定する際に、緩和要素となる。

(b) 制限

- (1) 本節の条項は、EAR § 760 に関連する違反の開示には適用されない。
- (2) 本節の条項は、EAR の輸出規制条項の違反について、EAR § 766 のもとに行政措置をとるべきかどうかを裁定する際の審査に関して、OEE に情報が提供される場合に限り適用される。
- (3) 本節の条項は、OEE 又は米国政府のその他の機関が、他の情報源からの同一又は実質的に同様の情報を知って、その情報に関連して調査又は照会を開始した時点より前に、審査に関して、OEE により情報が受け取られた場合にのみ適用される。
- (4) 自発的な自己開示は、もしあれば、OEE によっていかなる行政制裁が求められるかを決定する際の緩和要素となるが、1つの事案において他のすべての要素と一緒に考慮される。自発的な自己開示に与えられるウェイトは、もっぱら OEE の裁量に任されており、自発的な自己開示の緩和効果は、悪化要素がより重要となる場合がある。自発的な自己開示を行っても、商取引が刑事訴追のために司法省に付託されるのを妨げることはない。このような場合、OEE は司法省に自発的な自己開示を報告するが、その要素の考慮は司法省の裁量に任される。
- (5) 開示を行っている個人が十分な知識をもち、かつ、企業の上級経営者の承認を得て本節に基づく開示をしていない限り、企業が本節のもとに開示を行なったとはみなされない。
- (6) 本節の条項は、民事、刑事、行政、又はその他の事件において、個人、会社、又は事業者によって、コモンロー又はエクイティ [普通法又は衡平法] において実施できる、いかなる権利、利益、特権又は保護を生み出したり、付与したり、許可するものではなく、またそうすることに依存してはならない。

(c) 提供されるべき情報

(1) 総論

自発的な自己開示に当たる情報を開示することを望む者は、違反が発見された後、できる限り速やかに以下に概略を記載する方法で、最初に OEE に届け出て、その後、違反の疑いがあるすべての輸出関連取引の詳細な調査を実施しなければならない。

(2) 最初の届出

(i) 最初の届出の方法と内容

最初の届出は、書面で、本節の (c) (7) 項の宛先に送付しなければならない。届出書には、開示をする者の名前、及び疑いのある違反の簡潔な説明を含まなければならない。さらに、最初の届出に関する連絡担当者を指定し、その連絡担当者の現在の事務所の街路住所、E-mail アドレス、及び電話番号を提示しなければならない。届出書には、違反の概略の内容及び範囲を記述しなければならない。OEE は、最初の届出を書面で行うことが実際的でない状況がありうることを認識している。例えば、必要な輸出許可を得ずに米国から積荷が出荷されているが、未許可の者がその品目を取得するのを阻止する機会がまだある場合、書面による届出は実際的でない可能性がある。このような状況において、OEE は、本節の (c) (7) 項でリストされるオフィスで、すぐに連絡され

なければならない。

(i) 最初の届出のデータ

いつ作成された叙述的な説明が本節の(c)(2)(iii)項に基づいて提出されなければならないかを計算する目的において、最初の届出日は、届出がOEEにより受理された日とする。OEEは、OEEが最初の届出を受理した日を書面で開示者に通知する。OEEの判断で、OEEからの上記の書面は、OEEからの書類、若しくは電子メールのメッセージ、若しくはファクシミリ伝送で、又は文書による通信の伝送のためのその他の何らかの方法により行われる。書面で最初の届出を行うことが実際的でない場合、届出を行う者は、可能な限り速やかに口頭での届出を書面で裏付けなければならない。

(ii) 叙述的な説明の時宜にかなった作成

本節の(c)(3)項で義務づけられている叙述的な説明は、本節の(b)(3)項でいうところにおいて、OEE部長からの延長がない限り、最初の届出日から180日以内にOEEにより受理されなければならない。最初の届出を行う者が、その後、本節の(c)(3)項で義務づけられている叙述的な説明を作成し、OEEが最初の届出日から180日以内(本節の(c)(2)(iv)項に基づいてOEEの部長により認められた場合にあつては、その追加期間内)に、それをOEEが受理するように提出する場合、その開示(叙述的な説明で開示される違反であつて、最初の届出において明白に言及されなかった違反を含む)は、その最初の届出が本節の(c)(1)項及び(c)(2)項に従って行われた場合、本節の(b)(3)項でいうところにおいて、その最初の届出日において行われているものとみなされる。最終期限(最初の180日の最終期限又はOEE部長によって認められた延長された最終期限)を守らない場合、さらなるEARの違反とはならないが、当該懈怠は本章の付則1における自発的開示の軽減効果を弱めたり失わせる可能性がある。最終期限が本項に基づいて守られたか否かを決定する目的において、作成された叙述的な説明には、本節の(c)(3)項、(c)(4)項及び(c)(5)項に書かれた関連情報のすべてが含まれていなければならない、さらに自主的な自己開示が、別途本節の要求事項を満たしていなければならない。

(iv) 最終期限の延長

OEE部長は、延長によって米国政府の利益に役立つことになること、或いは最初の届出を行っている者が、叙述的な説明を作成するために180日を超える延長が合理的に必要とされることを示したことについての自身の裁量による決定に基づいて、180日の最終期限を延長することができる。

(A) 延長の条件

OEE部長は、自身の裁量により延長の承認に対して条件を設定することができる。たとえば、OEE部長は、最初の届出で開示された違反若しくは叙述的な説明の作成のための検討の間に発見された違反に関して時効を告げることに関示者が同意すること、並びに／又は指定された暫定的な順守のための是正措置に関示者が着手することを要求することができる。

(B) 請求内容

(1) ほとんどの場合、180日の期間は、叙述的な説明を作成するのに十分である。本節の(c)(2)(iii)項で示される180日の最終期限の延長請求は、米国政府の利益並びに当該請求を取り巻く事実及び状況並びに関連する調査に基づくOEE部長の考慮及び評価を根拠に、OEE部長の(c)(2)(iv)における権限に基づいて、OEE部長によって決定される。上記の請求には、請求を行う者が、以下のことを行ったことを明確に示さなければならない：

(i) 違反の発見のあと、速やかにその調査を始めたこと；

- (ii) 完全性と正確性に対する要求に沿って、予期されることができる限り迅速に、その調査と叙述的な説明の作成を実施したこと；
- (iii) 違反の発見の後、直ちにその調査を始め、その調査及び、完全性と正確性に対する要求に沿って、予期されることができる限り迅速に叙述的な説明の作成を実施したにもかかわらず、請求された延長が合理的に必要とされること；並びに
- (iv) 暫定的な順守措置又はその他の是正措置が必要とされる可能性があるか否かについて検討し、また、違反の御再発又は更なる違反を防止するために適切な措置に着手したこと。

(2) 当該請求は、当てはまる事実及び状況に基づく理にかなった叙述的な説明の作成及び提出のためのスケジュール案についても提示しなければならない、さらに、当該請求に関する連絡担当者を指定し、連絡担当者の現在の事務所の街路住所、E-mail アドレス、及び電話番号についても提示しなければならない。請求には、請求を行う者が当てはまる事実及び状況に基づいて当該請求に関連していると合理的に確信する追加的な情報についても含めることができる。

(C) 請求の時期

延長請求は、180 日の最終期限の前であって、最終期限（以前に延長が認められた場合にあっては延長された最終期限）を守ることができないと一旦開示者が判断したらできる限り速やかに行わなければならない、そして、本節の(c) (2) (iv) (B) 項に従って延長請求を作成するのに必要とされる情報を備えていなければならない。叙述的な説明を作成するための最終期限が過ぎる前に受理されない延長請求は、検討されない。最終期限の直前に申請を請求する当事者は、OEE 部長がその請求を検討すること、延長を認めるか否かを決定すること、及び最終期限の前に自身の決定を通知することができないリスク、並びにその後に提出された叙述的な説明が本節の(c) (2) (iii) 項のもとで時期を逸したとみなされるリスクを招く。

~~(i) 最初の届出は、書面で、本章の § 764.5 (e) (7) の宛先のうちの 1 つに送付しなければならない。届出書には、開示をする者の名前、及び疑いのある違反の簡潔な説明を含まなければならない。届出書には、違反の概略の内容及び範囲を記述しなければならない。開示を行う者が、その後、本章の § 764.5 (e) (3) で要求される顛末書を履行した場合、この開示は本章の § 764.5 (b) (3) でいうところにおいて、最初の届出の日付で行われたものとみなされる。~~

~~(ii) OEE は、最初の届出を書面で行うことが実際的でない状況がありうることを認識している。例えば、必要な輸出許可を得ずに米国から積荷が出荷されるが、未許可の者がその品目を取得するのを阻止する機会がまだある場合、書面による届出は実際的でないかもしれない。このような状況では、すぐに本章の § 764.5 (e) (7) でリストされるオフィスの一つにおいて OEE に連絡しなければならない。~~

(3) 顛末書

最初の届出の後、違反の可能性があると思われるすべての輸出関連取引の詳細な調査が実施されなければならない。OEE は、調査が最初に届出た日以前の 5 年の期間をカバーすることを勧める。あなたの調査が 5 年未満しか遡らない場合、後で調査の対象となりうる違反を発見できないリスクを冒すことになる。自発的に開示されない違反については、本節のもとでの考慮は受けられない。しかし、EAR の他のいくつかの節又はその他の法律の条項が開示を要求しない限り、このような開示の不履行自体が、単独の違反として取扱われることはない。調査が完了次第、疑いのある違反についてその内容と重要性が評価できるように十分に説明した顛末書を OEE に提出しなければならない。顛末書は、実施

された調査の内容、及び、将来において違反が起こる可能性を最小にするために講じることができた手段についても説明しなければならない。顛末書には次の内容を含まなければならない：

- (i) 当該違反の種類、例えば必要な輸出許可を得ずに出荷すること、又は輸出する権利を剥奪された関係者との取引；
- (ii) 違反がいつ、どのように発生したかの説明；
- (iii) 違反を引き起こす行為に関与したすべての個人及び組織（外国又は国内に関わらない）の漏れなく表記された身元及び住所；
- (iv) 輸出許可証番号；
- (v) 当該品目の説明、数量、米ドル価額及び ECCN 又は他の分類番号；並びに
- (vi) 酌量すべき情状の説明。

(4) 裏付けとなる証拠書類の提出

- (i) 顛末書には、それを説明し裏づける証拠書類（次に掲げるものを含む）のコピーを添付しなければならない：
 - (A) 輸出許可証、輸出許可申請書、輸入証明書及び最終需要者申告書のような輸出許可関連の証拠書類；
 - (B) 輸出申告書、航空貨物運送状、及び船荷証券等の船積み関連の証拠書類；並びに
 - (C) 書状、ファクシミリ、テレックス及びその他の書面又は口頭による連絡の証拠書類、内部のメモ、購入注文書、インボイス、信用状及びパンフレット等のその他の証拠書類。
- (ii) 顛末書に添付されない関連証拠書類は、OEE がそれらを要請するまで、或いは開示された情報に関する最終裁定がされるまで、開示する者により保管されなければならない。最終裁定の後、その証拠書類は EAR § 762 の記録保管規則に従って維持されなければならない。

(5) 証明書

自発的な自己開示に関連して行われたすべての説明が、その者の知識及び確信の及ぶ限りにおいて真実であり正確であると申し立てる証明書を提出しなければならない。法人又はその他の組織により作成された証明書は、それを行う権限を持つ法人又はその他の組織の役員によって署名されなければならない。虚偽又は誤解を招く説明に関する本章の § 764. 2(g) が、本節のもとの情報開示に関連して適用される。

(6) 口頭による説明

OEE は、口頭による説明は、書面による顛末書及び裏付けとなる証拠書類を補うのに通常、必要がないと考える。開示を行う者が、そうではないと考える場合、開示にミーティングの要請を含まなければならない。

(7) 自発的な自己開示を行う場所

自発的な自己開示を構成する情報、又は自発的な自己開示に関連するその他の書簡は、以下に提出することができる：

輸出執行部、部長

1401 Constitution Ave., Room H-4514 Washington, D.C. 20230

Tel: (202) 482-5036 Fax: (202) 482-5889

(d) 輸出執行部による措置

OEE に必要とする顛末書及び裏付け証拠書類が提供された後、OEE はその開示を受け取ったことを書状により知らせ、開示を行った者に連絡先を提示し、そして OEE が適切とみなす追加措置（更なる調査を

含む)は何でもとられる。与えられた事案の事実及び状況が許す限り速やかに、OEE は次のいずれかの措置をとることができる：

- (1) 開示された事実に基づいて、OEE がいかなる措置もとるつもりがないことを開示を行った者に通知する；
- (2) 警告状の発行；
- (3) EAR § 766. 18 に従って、提議された起訴状を発行し事件の調停を試みる；
- (4) 調停が達せられない場合、EAR § 766. 3 に従って起訴状を発行する；及び／又は
- (5) 刑事訴追のために司法省に事件を付託する。

(e) 基準

§ 766 付則 1 は、BIS が § 766 のもとに行政執行事案を遂行するか否か、及び当該事案の調停においていかなる行政制裁を求めるかの BIS の決定権を一般的にどのように行使するかを定めている。

(f) 自発的な自己開示の後、非合法的に輸出された品目の処置

- (1) EAA 又は EAR の違反が起こったことを知って特定の行為をとっている者は、本章の § 764. 2(e) に違反したことになる。自発的な自己開示を行っている者は、違反が起こった可能性があることを認識している。従って、開示を行った者は、自発的な自己開示が行われた時点で、それ以外の場合では禁止されている本章の § 764. 2(e) で定める行為に従事するため、BIS に許可を要求することができる。その要求が、OEE との協議の中で輸出者支援部により許可された場合、それ以外の場合では本章の § 764. 2(e) に違反となるそれらの品目に関するそれ以降の行為は、違反にはならない。しかし、たとえ許可が与えられたとしても、自発的な自己開示を行った者は、開示された違反についての責任を放免されるものではないし、必要となる再輸出許可を取得する義務を免除されるものでもない。
- (2) 自発的な自己開示の対象となる品目であって、EAA 又は EAR の条項に反して輸出された品目を再輸出するための輸出許可は、EAR § 748 の条項に従って、BIS に要請することができる。再輸出許可の申請者が、当該品目が自発的な自己開示の対象であることを知っている場合、この要請において、再輸出許可を求めている貨物の輸出に関連して、自発的な自己開示が行われたことを申告しなければならない。

§ 764. 6 保護行政措置

(a) 許可例外制限

EAR § 740. 2(b) で規定するところにより、すべての許可例外は見直し、停止又は取消しの対象となる。

(b) 輸出許可の取消し又は停止

EAR § 750. 8 で規定するところにより、すべての輸出許可は見直し、停止又は取消しの対象となる。

(c) 一時的な剥奪命令

BIS は、一時的に輸出をする権利を剥奪する命令が、差し迫った違反の発生を防ぐために、公共利益において必要な場合、EAR § 766. 24 に従って、当該命令を発令することができる。

(d) 刑事上の有罪判決に基づく剥奪

BIS は、EAA の § 11 (h) で特定される違反の有罪判決が下された者の輸出する権利を剥奪する命令を、EAR

§ 766. 25 に従って発令することができる。

§ 764. 7 リビアに不法に輸出又は再輸出された可能性がある品目に関わる行為

(a) 序文

本章の § 764. 2 で示されている通り、また EAR § 736. 2 (b) (10) の一般禁止事項 10 で再度述べられている通り、いかなる者（米国以外の第三者を含む）も、EAR 対象品目に関連して違反が発生したか発生するであろうことを知りながら、EAR 対象品目を、全部又は一部について、注文、購入、移動、隠蔽、貯蔵、使用、販売、貸出し、処分、移転、融資、輸送又はその他の役務を行ってはならない。本節は、リビアに対する包括的禁輸の終了（2004 年 4 月 29 日）以前に、不法に輸出若しくは再輸出された可能性がある EAR 対象品目（“インストールベース”の品目）に関わる行為に対する本章の § 764. 2 (e) の適用について言及する。

(b) リビア

(1) 輸出許可が不要なリビアに所在するインストールベースの品目に関わる行為

本節の (b) (1) (ii) 項で示される報告要求事項を条件として、本節の (b) (1) (i) 項で定めるリビアに所在するインストールベースの品目であって、2004 年 4 月 29 日以前に輸出若しくは再輸出されたものに関わる本章の § 764. 2 (e) の適用範囲にある行為については、BIS の輸出許可を必要としない。

(i) 適用範囲

インストールベースの品目は、次の (A) から (C) のいずれかに該当する場合、本節の (b) (1) 項の適用範囲内にある：

(A) 品目が、EAR § 774 付則 1 の規制品目表に掲げられていない場合；

(B) 品目が、規制品目表に掲げられているが、リビアに対して許可例外のもとに輸出若しくは再輸出が是認されている場合；又は

(C) 品目が、規制品目表に掲げられており、AT 理由若しくは NS 理由と AT 理由でのみ規制されており、かつ、ワッセナーアレンジメントの Web サイト (www.wassenaar.org) の規制リストの web ページに掲載されているワッセナーアレンジメントの Sensitive List (Annex 1) 若しくは Very Sensitive List (Annex 2) にリストされていない場合。

(b) (1) (i) 項の注 1: リビアに輸出又は再輸出されようとしている品目は、当該品目がインストールベースの品目に関連して用いられるか否かにかかわらず、輸出又は再輸出される品目の分類番号に基づいて輸出許可が必要な場合がある。本節の (b) (4) 項を参照してください。

(b) (1) (i) 項の注 2: ワッセナーアレンジメントの Annex 1 (Sensitive List) 又は Annex 2 (Very Sensitive List) にリストされているすべての品目が、商務省の輸出許可管轄権に該当するわけではない。これらの品目に関連した詳細な管轄権の情報については、規制品目表を参照してください。また、あなたがワッセナーアレンジメントの Sensitive List 又は Very Sensitive List のチェックのためにインターネットへのアクセス権がない場合、輸出者支援部輸出者援助相談課、電話番号 (202) 482-4811 に連絡してください。

(ii) 報告要求事項

本節の (b) (1) 項で定めいる行為に従事する者は、インストールベースの品目がどのようにしてリビアに届けられたかに関して、知っているすべての重要な事実を含む報告書を、BIS の輸出執行部 (OEE) に提出しなければならない。その報告書は、リビアに所在するインストールベースの品目に関して最初に行った行為の 90 日以内に、EAR § 764. 4 (a) で指定されている宛先で、OEE に提出

しなければならない。報告書は、複数の行為や複数のインストールベースの品目について言及することができる。インストールベースの品目のリビアへの輸出又は再輸出に関連する新たな重要な情報が発見された場合、追加の報告書を提出しなければならない。

(2) リビアに所在するインストールベースの品目に関わる行為についての輸出許可手続き

(i) 輸出許可要求事項

リビアに所在するインストールベースの品目であって、本節の (b) (1) (i) 項で定められていないものに関連して、EAR § 764.2(e) の適用範囲にある行為に着手しようとする者は、このような行為に従事する前に BIS の輸出許可を取得しなければならない。輸出許可申請書は、EAR § 748.1、§ 748.4 及び § 748.6 に従って提出しなければならない。その申請の根拠である本章の § 764.2(e) の適用範囲にある関連する行為を十分に記載しなければならない。輸出許可申請書には、インストールベースの品目が、どのようにして初めにリビアに輸出又は再輸出されたかに関して、知っているすべての重要な事実を含めなければならない。第三者に輸出又は再輸出されるべき品目が本節の (b) (1) (i) 項で定められていないインストールベースの品目に用いられることをあなたが知っている場合にも、本節は適用される。

(ii) 輸出許可方針

BIS は、本節の (b) (2) (i) 項に基づいて提出された輸出許可申請書については、ケースバイケースで審査を行う。リビアにおける民間の最終用途に関するこれらの申請については、好意的な考慮が与えられる。リビア国内の軍隊、警察、諜報機関又はその他の機微な最終用途に関連する申請書については、一般的に拒絶の方針の対象となる。

(3) 除外

本節の条項は、§ 764.2(e) の適用範囲にある行為であって、関連するインストールベースの品目をリビアに最初に違法に輸出又は再輸出を行った当事者であった者によって、リビアに所在するインストールベースの品目に関して企てられた行為については、適用できない。そのような者は、本章の § 764.5 で示される手続きに従って自発的に違反を自己開示しなければならない、そしてそれは、いくつかの場合において、違法に輸出又は再輸出された品目に関連した行為について、BIS の許可に基づいて着手することを許可する場合がある。

(4) 他のリビア輸出許可要求事項との関係

本節にもかかわらず、リビアに関連する行為に従事するために、EAR の他の条項に基づいて輸出許可が義務付けられている場合がある。EAR の他の節に基づいて輸出許可が義務付けられており、かつ、当該取引が、リビアに所在するインストールベースの品目に関連して本章の § 764.2(e) の適用範囲にある行為にも関わっている場合、この情報を輸出許可申請書に明記しなければならない。このような申請書には、インストールベースの品目がどのようにして最初にリビアに届けられてかに関して、知っているすべての情報についても含めなければならない。もし許可された場合、提起された取引に対する輸出許可は、本章の § 764.2(e) の適用範囲内にある関連行為についても認可するものとする。

§ 764.8 ボイコット違反に対する自発的自己開示

本節は、EAR § 760（制限的取引慣行又はボイコット）の違反及び § 762（記録保管）の § 760 に関連した記録に関する違反について開示するための手続きを規定する。本節では、これらの条項をひとまとめにして“反ボイコット条項”と呼ぶ。本節では、このような開示に関する BIS の方針についても説明している。

(a) 一般方針

BIS は、あなたが反ボイコット条項に違反した可能性があると考える場合、反ボイコット順守局（OAC）

に開示することを強く奨励する。自発的な自己開示は、OAC が講じ得る執行措置に関して緩和ファクターとなる。

(b) 制限

(1) 本節は、反ボイコット条項以外の EAR の規定に関連する違反の開示については適用しない。本章の § 764.5 は、反ボイコット条項以外の EAR の違反の開示を準備する方法について説明している。

(2) 本節の条項は、反ボイコット条項の違反に対して EAR § 764 及び § 766 のもとで行政措置を講じるべきか否かを裁定する際の審査のために OAC に情報が提供された場合にのみ適用される。

(3) 時期：

本節の条項は、OAC が他の情報源から受けた同一又は実質的に同様の情報に関連して調査又は照会を開始する前に、OAC が本節の (c) (2) 項で定める自発的な自己開示を受けた場合にのみ適用される。

(i) 強制的な報告

本節でいうところにおいて、EAR § 760.5 のもとで提出が義務付けられている報告であって、EAR § 760 で禁止されている行為をある者が行なったことを開示する報告を OAC が受理することは、他の情報源から情報を受けることに当たる。

(ii) 助言の要請

本節でいうところにおいて、反ボイコット条項について電話又は電子メールにより助言を求めている者によって OAC に明らかにされた違反は、他の情報源からの情報の受理には当たらない。本節でいうところにおいて、そのように明らかにすることは、自発的な開示又は自発的な開示の最初の届出にも当たらない。

(4) 自発的な自己開示は、もしあれば、どのような行政制裁が BIS により求められるかを裁定する際の緩和ファクターになるとはいえ、一つの事案において他のすべてのファクターと一緒に考慮される一つのファクターである。自発的な自己開示に与えられるウェイトは、もっぱら BIS の裁量に任されており、自発的な自己開示の緩和効果は、悪化要素がより重要となる場合がある。自発的な自己開示を行っても、商取引が刑事訴追のために司法省に付託されるのを妨げることはない。このような場合、BIS は司法省に自発的な自己開示を報告するが、その要素をいかに考慮するかの裁定は司法省の裁量に任される。

(5) 開示を行っている個人が十分な知識をもち、かつ、企業の上級経営者又は企業のためにこのような開示をする権限を有する者の承認を得て本節に基づく開示をしていない限り、企業が本節のもとに開示を行なったとはみなされない。

(6) 本節の条項は、民事、刑事、行政、又はその他の事件において、個人、会社、又は事業者によって、コモンロー又はエクイティ[普通法又は衡平法]において実施できる、いかなる権利、利益、特権又は保護を生み出したり、付与したり、許可するものではなく、またそうすることに依存してはならない。

(c) 提供されるべき情報

(1) 総論

自発的な自己開示に当たる情報を開示することを望む者は、違反が発見された後、できる限り速やかに以下に概略を記載する方法で、最初に OAC に届け出て、その後、反ボイコット条項の違反の疑いがあるすべての取引の詳細な調査を実施しなければならない。

(2) 最初の届出

最初の届出は、書面で、本章の § 764.8(c) (7) の宛先に送付しなければならない。その届出には、開示をする者の名前、及び疑いのある違反の簡潔な説明を含まなければならない。届出書には、違反の

概略の内容及び範囲を記述しなければならない。開示を行う者が、その後、本章の § 764.8(c)(3) で要求される顛末書を履行した場合、この開示は本章の § 764.8(b)(3) でいうところにおいて、最初の届出の日付で行われたものとみなされる。

(3) 顛末書

最初の届出の後、反ボイコット条項の違反の可能性があると思われるすべての商取引の詳細な調査が実施されなければならない。OAC は、調査が最初に届出た日以前の 5 年の期間をカバーすることを勧める。あなたの調査が 5 年未満しか遡らない場合、後で調査の対象となりうる違反を発見できないリスクを冒すことになる。自発的に開示されない違反については、本節のもとに自発的に自己開示された違反と同じ緩和を受けられない。しかし、EAR の他のいくつかの節又は BIS により施行される他の法律の条項が開示を要求しない限り、このような開示の不履行自体が、単独の違反として取り扱われることはない。調査が完了次第、疑いのある違反についてその内容と重要性が評価できるように十分に説明した顛末書を OAC に提出しなければならない。顛末書は、実施された調査の内容、及び、将来において違反が起こる可能性を最小にするために講じたことができた手段についても説明しなければならない。顛末書には次の内容を含まなければならない：

- (i) 当該違反の種類、例えば供給される商品が被ボイコット国を原産地としないことを示す証明書を提供すること；
- (ii) 違反がいつ、どのように発生したかの説明（違反を取り巻いている行為（例えば、契約交渉、商品の販売、信用状の履行、入札案内）の説明を含む）；
- (iii) 違反を引き起こす行為に関与したすべての個人及び組織（外国又は国内に関わらない）の漏れなく表記された身元及び住所；並びに
- (iv) 緩和ファクターについての説明。

(4) 裏付けとなる証拠書類の提出

- (i) 顛末書には、それを説明し裏づける証拠書類（次に掲げるものを含む）のコピーを添付しなければならない：
 - (A) 違反に関連するボイコットの証明書と申告書のコピー、又は禁止された言葉、若しくは禁止された情報要求を含んでいる証拠書類のコピー；
 - (B) 書状、ファクシミリ、テレックス及びその他の書面又は口頭による連絡の証拠書類、交渉、内部のメモ、購入注文書、インボイス、入札要請、信用状及びパンフレットのような、違反に関係するその他の証拠書類；
- (ii) 顛末書に添付されない関連証拠書類は、以下のうち最も遅い日まで開示する者により保管されなければならない：
 - 証拠書類が、OAC に提出された日；
 - BIS が、開示している当事者に、いかなる措置も取らないことを通知した日；
 - BIS が、その違反に対して警告状を発行した日；
 - BIS が、その事件における最終機関としての措置に当たる命令を発行し、すべての上訴請求の手段が尽くされた日；或いは
 - 証拠書類が、もはや EAR § 762 のもとで保管することが不要になった日。

(5) 証明書

自発的な自己開示に関連して行われたすべての説明が、その者の知識及び確信の及ぶ限りにおいて真実であり正確であると申し立てる証明書を提出しなければならない。法人又はその他の組織により作成された証明書は、それを行う権限を持つ法人又はその他の組織の役員によって署名されなければな

らない。虚偽又は誤解を招く説明に関する本章の § 764. 2(g) が、本節のもとでの情報開示に関連して適用される。

(6) 口頭による説明

OAC は、口頭による説明は、書面による顛末書及び裏付けとなる証拠書類を補うのに通常、必要がないと考える。開示を行う者が、そうではないと考える場合、開示にミーティングの要請を含まなければならない。

(7) 自発的な自己開示を行う場所

自発的な自己開示を構成する情報、又は自発的な自己開示に関連するその他の書簡は、以下に提出することができる：

反ボイコット順守局

14th and Pennsylvania Ave., NW., Room 6098, Washington, DC 20230,

Tel: (202) 482-2381, Fax: (202) 482-0913。

(d) 反ボイコット順守局による措置

OAC に必要とする顛末書及び裏付け証拠書類が提供された後、OEE はその開示を受け取ったことを書状により知らせ、開示を行った者に連絡先を提示し、そして OEE が適切とみなす追加措置（更なる調査を含む）は何でもとられる。与えられた事案の事実及び状況が許す限り速やかに、BIS は次のいずれかの措置をとることができる：

- (1) 開示された事実に基づいて、OEE がいかなる措置もとるつもりがないことを開示を行った者に通知する；
- (2) 警告状の発行；
- (3) EAR § 766. 18 に従って、提議された起訴状を発行し事件の調停を試みる；
- (4) 調停が達せられない場合、或いは、BIS が別途適切と考える場合、EAR § 766. 3 に従って起訴状を発行する；及び／又は
- (5) 刑事訴追のために司法省に事件を付託する。

(e) 基準

EAR § 766 付則 2 は、BIS が § 766 のもとに反ボイコット行政執行事案を遂行するか否か、及び当該事案の調停においていかなる行政制裁を求めるかの BIS の決定権を一般的にどのように行使するかを定めている。

§ 764 付則 1 輸出する権利の剥奪命令の標準的な条件

(a) 総論

(1) 輸出する権利を剥奪する命令には、“標準のもの”又は“非標準のもの”となる場合がある。本付則は、1996年3月25日以降に発令された剥奪命令に関して、輸出する権利を剥奪する標準的な命令の条件を指定する。1996年3月25日以前に発令された剥奪命令は、可能な限り、標準的な剥奪命令と同じ適用範囲と効力を有するものとして解釈すべきものとする。すべての剥奪命令は、官報において公表される。何人も、剥奪命令に従わなければ、輸出管理規則（EAR）の違反になる（本章の§ 764.2(k)参照）。BISは、現在、剥奪命令を受けている者のリストをBISのウェブサイト<http://www.bis.doc.gov>で提示している。

(2) それぞれの剥奪指令には次に掲げる内容を含むものとする：

- (i) 剥奪命令の対象となる Denied persons（剥奪者）及び関係者の名前と住所；
- (ii) 剥奪命令の根拠（例えば、違反の起訴に続く最終裁定、調停合意、EAAの§ 11(h)、又は一時的剥奪命令要請）；
- (iii) 剥奪の期間、命令の発効日、輸出する権利の剥奪の一部が停止されているか否か及びその期間、及び執行猶予の条件；並びに
- (iv) 剥奪命令で指名された者に対し EAR のもとに発行された、或いは当該者が利害関係を有する発行済の輸出許可証のいずれか又はすべてが、停止又は無効にされるかどうか。

1996年3月25日以前に発令された剥奪命令は、可能な限り、標準的な剥奪命令と同じ適用範囲と効力を有するものとして解釈すべきものとする。各剥奪命令の序文は、その命令に固有のものであって、以下の内容を収載しなければならない：

- (1) 剥奪命令の対象となる Denied persons（剥奪者）及び関係者の名前と住所；
- (2) 剥奪命令の根拠（例えば、違反の起訴に続く最終裁定、調停合意、EAAの§ 11(h)、又は一時的剥奪命令要請）；
- (3) 剥奪の期間、命令の発効日、輸出する権利の剥奪の一部が停止されているか否か及びその期間、及び執行猶予の条件；並びに
- (4) 剥奪命令で指名された者に対し EAR のもとに発行された、或いは当該者が利害関係を有する発行済の輸出許可証のいずれか又はすべてが、停止又は無効にされるかどうか。

(b) 標準的な剥奪命令の条件

次に掲げるものは、輸出を拒絶する期間を課すための標準条件である。いくつかの命令には、例えば、民事罰を課すもの、或いは処罰若しくは剥奪期間のすべて若しくは一部を停止するもの等の他の条件も含む。

“それゆえに、以下の通り命じる：

第一項、[剥奪者]は、米国から輸出された若しくは輸出される予定の貨物、ソフトウェア若しくは技術であって、輸出管理規則（EAR）の対象となるもの（以下、“品目”と総称する）を含む取引、又は限定されるものではないが次に掲げる EAR の対象となるその他の行為に、いかなる方法であれ、直接的又は間接的に関与してはならない：

- A. 輸出許可、許可例外又は輸出規制書類を申請、取得又は使用すること；
- B. 米国から輸出された若しくは輸出される予定の EAR 対象品目を含む取引、又は EAR の対象となるその他の行為に、いかなる方法であれ、交渉を続けること、又は注文、購入、受領、使用、販売、配送、貯蔵、処分、輸送、運送、融資若しくはその他の役務を行うこと；或いは

- C. 米国から輸出された若しくは輸出される予定の EAR 対象品目を含む取引、又は EAR の対象となるその他の行為に、いかなる方法であれ、利益を得ること。

第二項、いかなる者も、直接的又は間接的に次に掲げる行為を行ってはならない：

- A. EAR 対象品目を剥奪者に対して、又は剥奪者に代わって輸出若しくは再輸出すること；
- B. 米国から輸出された若しくは輸出される EAR の対象品目の所有権、占有権又は管理権を剥奪者による取得又は企てられた取得を助長する行為をとること（それによって、剥奪者がこのような所有権、占有権又は管理権を取得すること又は取得することを企てる取引に関連する融資又はその他の支援行為を含む）；
- C. 米国から輸出された EAR 対象品目の剥奪者から取得する行為又は剥奪者からの取得若しくは企てられた取得を容易にする行為をとること；
- D. EAR 対象品目が米国から輸出されること又は輸出される予定があることを知りながら又は知り得る状況にあるのに、米国内に在住の剥奪者から当該品目を手に入れること；或いは
- E. 米国から輸出された若しくは輸出される EAR 対象品目であって、剥奪者により所有、占有若しくは管理されているものをサービスする取引に従事すること、又は剥奪者により所有、占有若しくは管理されている品目（原産国を問わない）のサービスが米国から輸出された若しくは輸出される EAR 対象品目の使用を含む場合、上記のサービスをすること。本項でいうところのサービスは、設置、メンテナンス、修理、改造又は試験をいう。

第三項、EAR § 766. 23 で規定する通知及び反論の機会の後、売買行為若しくは関連するサービスにおいて、剥奪者と提携、所有、管理若しくは責任のある地位により関係する個人、企業、法人又は事業団体も、本命令の条項の対象にされる場合がある。

第三項、EAR § 766. 23 で規定する通知及び反論の機会の後、売買行為若しくは関連するサービスにおいて、剥奪者と提携、所有、管理若しくは責任のある地位により関係する個人、企業、法人又は事業団体も、本命令の条項の対象にされる場合がある。

~~第四項、本命令は、取引に含まれる EAR の対象となる品目が、米国原産の技術を直接用いて外国で製造された直接製品のみである場合、輸出、再輸出又は EAR の対象となるその他の取引を禁止しない。~~

本件における当局の最終措置であるこの命令は、[日付]から有効となる。”